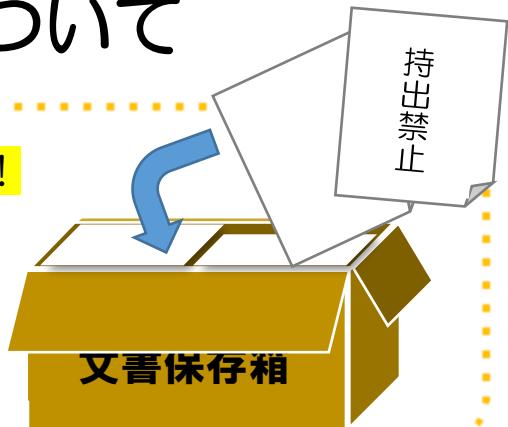


機密文書収集について

手間なく手軽に！箱に入れるだけで処分！

機密書類の廃棄は安全・安心の

鳥取市環境事業公社にお任せください！



■ ご依頼からの流れ



①お問い合わせ・ご依頼

お電話より気軽にお問い合わせください。

処分箱数を確認し、収集日程の調整をいたします。

料金は個数により異なるため、ご相談ください。

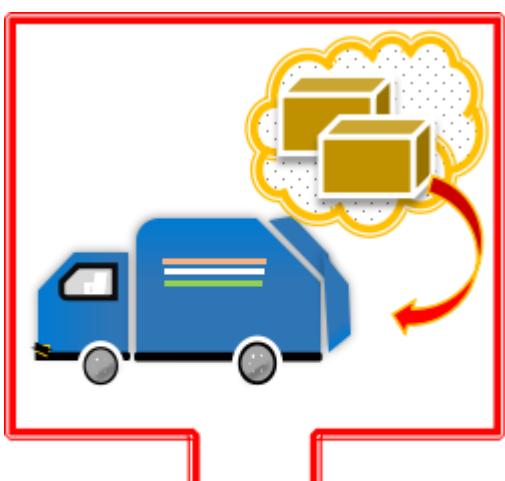
※最下部記載の禁忌品についてもご確認ください

★段ボールの用意も不要！

弊社が専用箱を用意させていただきます！★



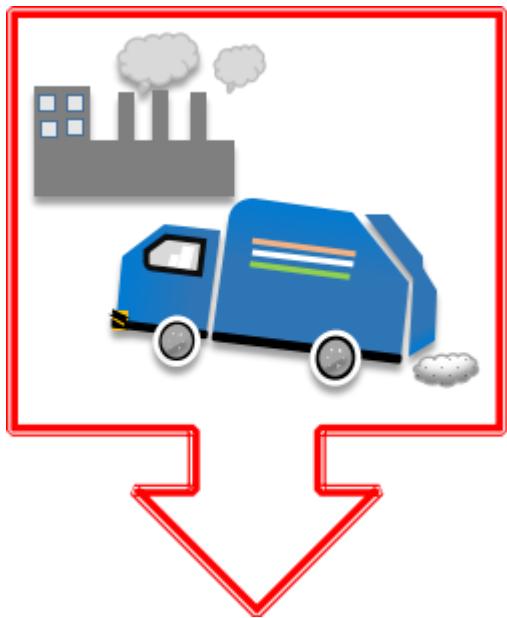
サイズ：47.6cm×32.3cm×25.9cm
A4用紙が2列に入る大きさです。



②機密文書箱の収集

お客様のもとへお伺いします。

ご担当者様立ち合いのもと機密文書箱を回収します。



③処分場へ搬入

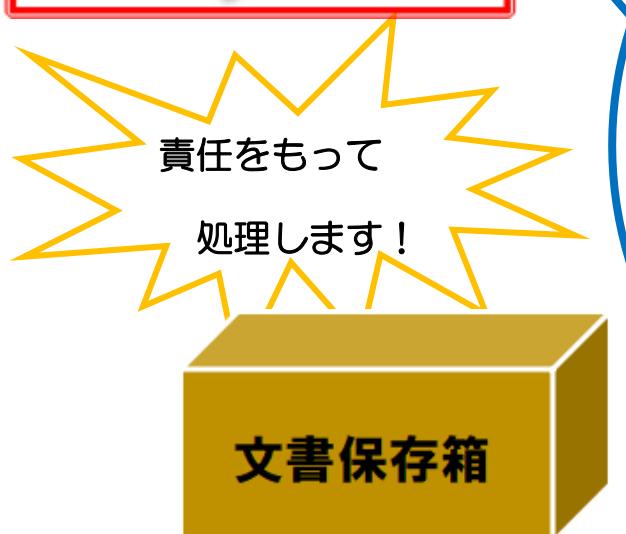
収集された箱は、**当日処理工場へ直接搬入**致します。

処理は、「焼却・溶解」のいずれかの方法で行います。



④処理証明書の発行

処理終了後、**処理証明書**をお渡しします。



株式会社●● 様

処理 証 明 書

株式会社●●様より依頼のありました機密文書の廃棄処理を終えたことを下記のとおり証明いたします。

記

処理日 : 令和〇年〇月〇日（月）
排出場所 : 鳥取市〇〇△△
品目 : 機密文書
数量 : 2箱

■ お電話でのお問い合わせ

総務部企画営業課

0857-30-5757

受付時間/8:00~16:30 (土日祝日を除く)

主な禁忌品の例

紙以外のもの

◆フィルム類 ◆ワッペン類 ◆ガラス製品 ◆発泡スチロール ◆セロハン ◆布製品

◆写真 ◆金属類（ホッチキス、クリップは可能な限り取り除いて頂くようお願い申し上げます。）

紙類

※下記のものが入っている場合は、営業担当までお問い合わせ下さい。（総務部企画営業課：0857-30-5757）

<u>カーボン紙</u> 	<u>防水加工紙</u> 	<u>粘着物が付着した紙</u> 	<u>感熱性発泡紙</u> 	<u>昇華転写紙</u> 
宅配便の複写伝票など裏面が黒いもの	紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器など	封筒の取り出し口部分ののり、テープなど	点字印刷物など、印刷面が凹凸状になっているもの	鞄や靴などの詰物、捺染紙、アイロンプリント紙など

<u>圧着はがき</u> 	<u>金属が箔押された紙</u> 	<u>複合素材の紙</u> 	<u>合成紙</u> 	<u>油、臭いのついた紙</u> 
料金明細のはがきなど	金銀の折り紙、たばこやガムの包み紙、カップ麺のふたなど	プラスチックフィルムやアルミニ箔などを貼り合わせたもの。緩衝材付き封筒など	地図、選挙の公示用ポスター、投票用紙など	油・食品残渣がついているもの。線香の箱や石鹼の箱など商品の匂いが付着しているもの